

令和6年第3回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年3月26日（火）第3回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠	7番 小 林 和 夫
8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭	10番 奈 良 茂 男
11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉
14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

4番 関 口 清

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書7ページに3番として案件の追加を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後15時00分、令和6年第3回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

8番 仲 田 裕 子 委員、17番 金 子 重 博 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買7件、贈与1件、賃借権設定1件、営農型太陽光発電転用に伴う区分地上権設定1件の合計10件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、2番の案件が柴田忠委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、同案件について担当地区の委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 ただ今の2番の案件についてですが、これは昨年12月の総会で承認を受けた畑と関係しておりまして、追加申請ということでもあります。現地も見て参りましたが問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎議長は、2番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、2番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議長は柴田忠委員の入室を促し、引き続き担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 1番、引田の売買の件ですが、●●さんから川崎市の●●さんに対しての売買ということになります。●●さんは川崎に住んでいますが、時々地元に戻ってきて農業をしております。農地が他の家の農地に囲まれていて、どうしても利用しづらいということから、●●さんの農地を購入したいということでこの申請が出ております。何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎奈良茂雄委員 3番の上南摩町の件は、西沢町の●●さんから上南摩町の●●さんへの贈与です。●●さんは、自家消費目的の農地取得ということです。本来なら新規就農は面談を実施するところではありますが、家と山林に挟まれた小さな畑で自家消費ですので、面談までは必要無いということにいたしました。問題はありますので、ご承認をよろしくお願いしたいと思います。

◎小平敏男委員 4番は藤江町の●●さんから、同じく藤江町の●●さんへの売買ということです。●●さんは高齢で、農業はもうやりたくないということで、自分が持っている農地をできれば売りたいということで今回、●●さんに売ることになりました。何ら問題無いと思いますのでご承認のほどよろしくお願いいたします。5番、藤江町の件は、藤江町の●●さんから壬生町の●●さんへの売買です●●さんは年齢的にも86歳ということで、旦那さんも91歳ということもあり、すべて農家をやめて川崎にいる子供のところに移住する

ということです。●●さんは新規就農ということで今回申請がありまして、●●さんの宅地や住宅も全部含めて購入して、ここに移住するというのを聞いております。何ら問題無いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。6番ですが、磯町の●●さんから、●●さんへの賃借権の設定ということで、この後、柿の栽培をする営農型太陽光発電の事業を行う予定ということであります。この周囲は既に太陽光発電設備が並んでおりまして、特別問題無いと考えております。ご承認のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎安生芳子委員 7番の件は、先ほど小平委員の方からありましたところに関連したところで、営農型太陽光発電で区分地上権設定ということで、申請が出ています。これは別に何ら問題は無いと思ひますので、ご承認をお願ひいたします。8番の件は、●●さん、●●さんから、これ2人共有なんですけども、この農地を●●さんに売買ということです。●●さんの農地に接している農地を購入して効率的に農業ができるようになると思ひます。これも何ら問題は無いと思ひますので、ご承認をよろしくお願ひいたします。

◎金子重博委員 9番、上永野の件は、埼玉県の●●さんから下永野の●●さんへの売買です。●●さんは畑を購入後、自家消費野菜を作るとのことであり、問題ありませんので、ご承認をお願ひいたします。

◎青木正好委員 10番の売買の件は、久野の●●さんより久野の●●さんへの田の売買です。●●さんは現在も農業をやっております、何ら問題ありませんのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎竹澤靖委員 3番ですが、この●●さんのご年齢はどれくらいなんですか。

◎事務局（田野井主査） 73歳で仕事は無職となっております。家にずっといるということで、家のすぐ後ろにある今回の畑に植えられている柿の木とかをお世話していきたいということで話を聞いております。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、2番を除く、1番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。4ページをご覧ください。1番、磯町における●●申請の営農型太陽光発電設

備への一時転用であります。申請地は、周囲を太陽光発電所、原野及び道路に囲まれた農地です。営農型の太陽光発電設備ということで、太陽光発電設備の下では、榊を栽培する予定です。また、申請地は第2種農地であり、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和16年までの10年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられており、その後も同事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行う必要があります。なお、今回の議案書の30ページ以降に報告事項として、各事業主体から報告のあった営農型太陽光発電設備の営農報告についてまとめておりますので、後ほどご確認ください。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎仲田裕子委員 去る3月19日に、私と金子委員、橋本事務局長と宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。議案第2号については、番号1番となりますが、現地に問題となる状況はありませんでしたので、ご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎安生芳子委員 磯町の件ですが、現地調査の報告のとおり問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。5ページをご覧ください。1番、千渡における●●申請の園芸用土採取への一時転用につきましては、申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。2番、上奈良部町における●●申請の園芸用土採取への一時転用につきましては、申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。3番、塩山町における●●申請の一般住宅への転用につきましては、申請地は、周囲を田、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。4番、西沢町における●●申請の太陽光発電設備への転用につきましては、申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。続いて、6ページをご覧ください。5

番は、塩山町における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用です。申請地は、周囲を太陽光発電所、原野及び道路に囲まれた農地であり、先ほどご審議いただきました農地法第4条案件の申請地の近隣地になります。営農型の太陽光発電設備ということで、太陽光発電設備の下では榊を栽培する予定です。また、申請地は第2種農地、その他の農地であり、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和16年までの10年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられており、その後も同事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行う必要があります。6番、久野における●●申請の積荷集積場への転用につきましては、申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常業務上必要な施設に該当します。なお本件は、許可申請前に砂利敷きをし駐車場として利用を行っていたので、始末書付きとなっております。以上、5条転用6件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎金子重博委員 3月19日に私と、仲田委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。議案第3号については、番号1番から6番までとなりますが、現地に問題が認められた案件は、6番の積荷集積所敷地への転用申請で、周囲の状況から転用自体は問題無いと思われそうですが、現地はすでに砂利が敷かれているため、始末書が必要と見て参りました。それ以外の案件につきましては、問題は認められませんでしたので、以上報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番千渡の件は、千渡の●●さん、●●さん、●●さんと、栃窪の●●さんの4名の方が、武子の園芸用土販売事業●●への賃借権設定による園芸用土採集及び侵入路のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎仲田裕子委員 2番の上奈良部町の賃借権設定の件ですが、●●の園芸用土採取のための一時転用になります。現地は何ら問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

◎黒川幸昭委員 3番塩山町の件は、塩山町の農業兼会社役員の●●さんから、塩山町の会社員●●さんへの売買による一般住宅のための転用です。これは都市計画法と並行して許可申請をしております。現地調査員の報告のとおり問題はありませぬので、ご承認をよろしく申し上げます。

◎奈良茂男委員 4番、西沢町の件は、栃木市都賀町合戦場の●●さんから、福岡県福岡市の

太陽光発電事業●●への売買による太陽光発電設備への転用です。現地調査員の方の報告のとおり問題はありませので、ご承認をよろしくお願いいいたします。

◎安生芳子委員 5番、磯町の件は、●●さんから●●への賃借権設定で、これは営農型太陽光発電設備のための一時転用です。何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいいたします。

◎青木正好委員 6番の売買による転用ですが、これは議案第1号の10番の売買の土地に隣接したところにありまして、●●が大型トラックの積荷集積所として、安生衛さんより売買により転用をしたいということでありませ。ですが、先ほどの現地調査員の報告のとおり一部砂利が入ってましたので、始末書付きとなりますが大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年3月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が3件、3筆、13,030㎡となっております。利用権設定の更新が14件、20筆、29,774㎡となっております。議案書11ページから16ページをご覧ください。中間管理事業が27件、53筆、83,078.02㎡となっております。議案書17ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、2,460㎡となっております。これら合計46件、78筆、128,342.02㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から46番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課丹主査） 農政課農政係の丹です。よろしくお願いいいたします。それでは、議案

---

第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について、説明させていただきます。議案書18ページ及び案内図をご覧ください。農政課では、全ての申し出案件について、現地調査を行いました。今回、除外の申出のあった案件について説明いたします。まず、番号1番について説明いたします。下南摩町の●●さん申出での一般住宅敷地です。場所は油田町地内、鹿沼市南摩コミュニティセンターから北へ約650mに位置しています。利用予定者は申出者本人です。土地所有者の●●さんは、申出者の妻の祖父に当たります。現在は、申出地に隣接する妻の実家で3世代同居しています。現在の住宅には子供部屋を用意するゆとりがなく、出産前に住宅の建築が必要になりました。そこで、親の面倒の見やすさなどを考慮し、実家に隣接する当該申出地を選定いたしました。415㎡の敷地に住宅の建築を予定しておりますが、大部分は農用地区域外となっております。今回除外する面積は、1筆82㎡。北を畑、東を田、南を宅地、西を宅地と畑に接しております。続いて、番号2番について説明いたします。上永野の●●さん申出の資材置場敷地です。場所は上永野地内、永野野郵便局から南西に約600mに位置しています。利用予定者は申出者本人です。ここ数年で急激に木材製品の需要が増加し、製材が追いついていない状況となり、生産体制の強化をするため、約7,800本分の材木置場の整備が急務となりました。そこで工場から400mほどの距離で、アクセス性がよく、必要最低限の広さを確保できる当該申出地を選定いたしました。除外面積は一筆で3,899㎡、北を田、東を田と畑、南を河川敷地、西を雑種地に接しております。どちらの案件につきましても、選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため、農振除外はやむを得ないと思われれます。以上で、鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎奈良茂男委員 農政課さんの報告のとおりでございますが、私も現地を確認いたしまして、非常に静かなところで、●●さんが今お住まいになってるところと、そこに隣接する土地に分家住宅を建てたいということで、何ら問題はございませんので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎金子重博委員 3月22日に私と大森会長の2名で現地調査を行いました。周辺農地への影響はありませんので、ご報告いたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番と2番について異存なしと決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課丹主査）議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）について」ご説明させていただきます。お手元の議案書19ページと案内図をご覧ください。まず、用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合などに行われるもので、農振除外は不要となります。用途には4種類ありまして、農地、農業用施設用地、採草放牧地、混牧林地に区分されております。それでは、今回の案件について説明させていただきます。番号1番、深津の●●さん申出の、農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で605㎡、場所は深津地内、鹿沼市立津田小学校から北西へ約350mに位置し、北と西を畑、東を畑と宅地、南を宅地に接しております。今回、ニラ栽培に必要な従業員用駐車場と農業生産資材の保管庫、農機具格納庫を設置するため今回の申し出に至りました。農業経営の発展を図るものであることから、用途区分の変更に支障は無いと思われまます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分の変更）について農政課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎松井研吉委員 深津の●●さんからの申請なのですが、農政課の説明のとおり何らの問題はありませので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後15時55分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年3月26日

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_



署名委員

---